

参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十三年六月二十四日(火曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

六月二十日委員白井勇君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 木内 四郎君
西川 五郎君
栗山 良夫君
平林 剛君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
堀見 俊二君
廣瀬 久忠君
宮澤 喜一君
山本 米治君
荒木正三郎君
大矢 正君
野澤 勝君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
事務局長 木村常次郎君

常任委員
会専門員

宮内庁次長 瓜生 順良君
宮内庁管理 小橋 祥一郎君
部工務課長

説明員

第五部 大蔵委員会會議録第三号

本日の會議に付した案件

○經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出)

○委員長(前田久吉君) これより委員會を開きます。

議事に入ります前に、委員の異動を御報告いたします。

六月二十日付をもって白井勇君が辞任され、その補欠として森田豊壽君が委員に選任されました。

○委員長(前田久吉君) まず、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和三十一年度的一般會計の決算上の新規剰余金は、一千一億円の多額に上り、これから國債償還等の法定財源に充当される額を控除いたしました残額は四百三十六億三千万円になっております。

他面、本年度におけるわが國經濟の運営の基本的な態度として、財政が國內經濟に過度の刺激を与えることを避け、輸出の伸長に対してあらゆる努力を傾注することが要請されていること

は申すまでもありません。この観点から前国会におきまして成立をみました本年度予算におきまして、右の剰余金を直ちに一般の歳出財源に充てることなく、しかも、今後におけるわが國の經濟基盤の強化に資することを目的として、この剰余金に相当する額のうち二百二十一億三千万円をもって一般會計に所屬する資金として經濟基盤強化資金を設け、将来におけるわが國の經濟基盤の強化に必要な経費の財源の一部を確保することといたしますとともに、二百十五億圓を農林漁業金融公庫ほか四法人に対して、それぞれその特別の基金に充てるため出資をすることを予定しているものであります。

政府は、この予算の執行をはかるため、右の資金の設置及び基金への出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用に関する所要の法的措置を講ずることとして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、經濟基盤強化資金について申し上げますと、先に申し上げました通り、将来におけるわが國の經濟基盤強化のために必要な経費の一部に充てるために、政府は、本年度において一般會計から二百二十一億三千万円を支出し、一般會計に所屬する資金として經濟基盤強化資金を設けることといたしております。この資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧または

充てさせることとし、また、日本貿易振興会及び日本労働協会におきましては、それぞれその事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることといたしてあります。

これら五つの基金に属する現金は、日本輸出入銀行が東南アジア開發協力のための出資及び投資に運用する場合の金額と、五法人が年度内の資金繰りのために繰りかえ使用中の金額を除くほか、これを資金運用部に預託して管理しなければならぬこととし、また、これらの五つの基金は、農林漁業金融公庫が、その運用益から基金に組み入れた額を限度として貸付利率の軽減のために使用する場合と、中小企業信用保險公庫が保險事業の損失補てんに充てる場合のほかは、これをとりくずすことができないことといたしますとともに、その他各基金の適正な経理を行うための必要な規定を設けることといたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

なにとぞ、御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 説明はあと回しにいたします。

○委員長(前田久吉君) 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

質疑に入ります前に、前回の委員會において栗山委員より御要求のありま

昭和三十三年六月二十四日【参議院】

した資料について当局より説明を聴取します。

○説明員(瓜生順良君) 昨年の八月の二十七日から十一月八日にわたり、七十四日間の日程をもって、宮内庁の鈴木菊男君と小幡祥一郎君二名が欧米の方へ宮殿の調査に出張いたしました。

参りました国は、イギリス、オランダ、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、パチカン、オーストリア、フランス、アメリカというところでありまして、その国における宮殿並びに宮殿に準ずるもの、あるいは宮殿造営に参考になる建物というのを調査して参りましたのであります。そのこまかい点は調査に参りました小幡祥一郎君、現在宮内庁の工務課長であります、ここに参っておりますので、その現地に参った人からまた申し上げた方がよろしいかと思ひますが、資料としてここに刷りものを一応準備いたしております。

この調査は、宮内庁といたしまして、戦時中に宮殿が焼けて、今日までまだ復興いたしておりません。現在、もとの宮内省の建物の三階であつたところを仮宮殿としてお使いになり、両陛下はこの戦時中急造されました御文庫に仮りのお住まいをなさつておられますので、いつまでもこの状態ではいけないということで、この造営の準備の調査を進めておるわけでありまして、その一環として、昨年諸外国の模様を視察に行つたわけでありまして、このいろいろ調査をして参りました。その結果をいろいろ整理をし、それを参考にし、日本の宮殿として恥かしくない、また日本にふさわしい宮

殿を造営すべきであるというので、現在調査をさらに着々、進めております。この宮内庁としての調査は、今年度末、まあ来年の三月末までに一応完了し、略設計のようなものも一応作つてみる、それに伴つて予算がどれくらいになるかというふうなことも作つてみる、その一応の案ができまして、さらにはまた各方面の特別の方の御意見も聞いて実施に移ることを進めたいという考えておるわけでありまして、そういう次第でありまして、調査の状況につきましては参りました小幡工務課長から御説明させたいと思ひます。

○説明員(小幡祥一郎君) 外国宮殿等調査の概要の報告を申し上げます。各国でもらつて参りました資料とあるいは見て参りましたものにつきて、ただいま整理中でございますので、完全な報告はできないと思ひますが、けれども、今までにわかつたものをここに刷りものにしましてまとめましたので、これにつきまして順次御報告申し上げます。

調査したおもな宮殿等の名前を申し上げますと、イギリスにおきましてはバックingham宮殿、ウインザー城、オランダにおきましてはアムステルダム王宮、ハイステンボース宮、ベルギーにおきましてはブラッセル王宮、ライオン王宮、デンマークにおきましてはアマリアンボルグという宮殿及びクリスチャンスボルグという宮殿、スウェーデンにおきましてはストックホルム王宮、ノルウェーではオスロ王宮、これらで現在ヨーロッパにおきまして王室として存在しておる国々の宮殿であります。それ以降は共和国

等になるわけでございます。イタリアにおきましてはキリナーレ宮、これはイタリアの大統領の官邸でございます。昔宮殿であつたところでございます。パチカンではローマ法皇のパチカン宮、オーストリアでは昔の宮殿であつたシェーンブルン及びホフブルグ、これは現在オーストリア大統領の官邸がその中にございます。フランスにおきましてはエリゼ宮、これはフランス大統領の官邸でございます。ヴェルサイユ宮、これはフランスの昔の宮殿でございます。フォンテンブロー宮、これも同様でございます。ルーブル宮、これも同様でございます。アメリカはホワイトハウス。

以上のようものを調査いたしました。なお、このほか宮殿調査に参考となるべきものにつきては議事堂とか庁舎とかあるいは厨房の關係ではホテルの厨房なども調査いたしました。これは割愛いたします。

宮殿の位置について、各国の宮殿は、その首都の中心または中心の付近に位置して、古来その宮殿を中心にして首都が発達してきたというものが多くあります。従つて中世にできた城を改造したり、あるいは増築して参りましたり、あるいはまた火災で焼けた場合に、それをまた同じ場所に建て直したというものもございます。都心の比較的狭いところに建っているものとしては、オランダのアムステルダム王宮、あるいはデンマークのクリスチャンスボルグ、イタリアのキリナーレ宮というものがあげられます。これは一見して宮殿というよりはむしろ市庁舎とかあるいは議事堂とか、あるいは一般事務所建築というふうな感じ

で、一見して宮殿ということがよくわからないようなものでございます。やや広々とした庭や緑地を持ち、あるいは広い緑の公園に囲まれて建てられているものとしては、イギリスのパチカン宮、あるいはノルウェーのオスロ王宮、ベルギーのブラッセル王宮等をあげることが出来ます。宮殿の向きは、それぞれの敷地に適合するよう建てられておりまして、あるものは南を向いており、あるものは東を向いており、これは一概に申すことができないことはもちろんでございます。

次に、お住居の位置について申し上げます。イギリス、スウェーデン、ノルウェー、この三カ国の女王あるいは国王は平素は首都の宮殿の中に生活しておられまして、またオランダ、ベルギー、デンマークの女王、国王は都心の宮殿とは離れた別のお住居に生活されておるようでございます。デンマーク国王のお住居であるアマリアンボルグはコペンハーゲン市内にございますし、オランダの女王のお住居であるスライク宮及びベルギー国王のお住居であるラーケン離宮はそれぞれ首都から二十分とか三十分程度高速の道路を自動車走つて初めて到着できる非常に閑静な林の中にありまして、ちよつとこれは日本では想像できないようなものでもございまして、都心から遠いところから宮殿行事のあるたびごとに都心の宮殿に通つておられるようでございます。お住居の方は、豪華な宮殿建築とは様式も異なり、住みよい大きな邸宅建築ということができると思ひます。また、宮殿のほかは幾つかの離宮をもっておりまして、そこに定期的にあるいは不定期的にお

もむかれて滞留されるようでございます。おもな離宮等のうち、今回實際現地に行つて調査してみたいものの名前を列挙してみると、次のようであります。イギリスでウインザー城、ホリロッド宮、サンドリンガム、スウェーデンではドロットニングホルム、ノルウェーではビグドワイ、フォクセンコーレンという離宮、パチカンではなぞの離宮であるカステロガンドルフなどに行つてみました。

参観について申し上げます。欧米の宮殿や大統領官邸などは一般に参観ができるものが多いのでございますが、いずれも参観日を曜日で指定したり、あるいは場所的に庭園だけとか、あるいは建物のある一部だけとかを制限いたしまして、許可しているものもございまして、たとえば一部参観のできるものとして、イギリスのウインザー城、同じくイギリスのホリロッド宮、デンマークのクリスチャンスボルグ、スウェーデンのストックホルム王宮、同じくスウェーデンのドロットニングホルム、オーストリアのホークブルグ、同じくシェンブルン、アメリカのホワイトハウス等がありまして、また、参観を許可しないものとして、オランダのハイステンボース宮、デンマークのアマリアンボルグ、ベルギーのラーケン離宮、オランダのスライク宮、ノルウェーのオスロ王宮、フランスのエリゼ宮等がござい

ます。次に宮殿の行事について申し上げます。宮殿の行事は国情によつて異なつておりまして、その概要を報告いたします。とはなかなかむずかしいのでございます

等になるわけでございます。イタリアにおきましてはキリナーレ宮、これはイタリアの大統領の官邸でございます。昔宮殿であつたところでございます。パチカンではローマ法皇のパチカン宮、オーストリアでは昔の宮殿であつたシェーンブルン及びホフブルグ、これは現在オーストリア大統領の官邸がその中にございます。フランスにおきましてはエリゼ宮、これはフランス大統領の官邸でございます。ヴェルサイユ宮、これはフランスの昔の宮殿でございます。フォンテンブロー宮、これも同様でございます。ルーブル宮、これも同様でございます。アメリカはホワイトハウス。

けれども、わが国で行われております宮殿行事と格別の相違があると思われません。やはりレセプションということが盛んに行われておるようでございます。今回調査いたしました宮殿等についてそのレセプションの招待人員を調べましたところ、ブラッセル王宮の四千八というのが最大の数字のようでございます。またデイナーとして、百五十人とか二百人程度で行なっているのが普通でございます。またガーデンパーティーにつきましては、北歐諸国ではあまり氣候の関係で行われていないようでございます。イタリヤ、フランス、イギリス等では行われているようで、英国のパッキンガム宮殿では毎年七月に一度に一万人を招待いたしまして、これを二日間におたつてパッキンガム宮殿の後庭で行なっているわけでございます。またローマのキリナーレ宮でも外交団で六百名、また別の日にイタリヤ人二千五百人を別々に招待して行なっているようなわけでございます。

次に、宮殿建築の概要について申し上げます。今回調査しました各国の宮殿は、その延べ面積の最も大きいものはイギリスのパッキンガム宮殿でございます。約一万三千百坪でございます。一、二番小さいと思われましたものはノルウエーのオスロー王宮で、延べ約四千五百坪でございます。このほかかつての王宮という中に、ベルサイユ宮やルーブル宮のうちに、約四万坪に及ぶものもございます。また、最近イタリヤ人の建築家によつてその設計を完了したサウジアラビアの宮殿は長さ七百メートルにも及び、工費百五十億円といふことでございます。各国の宮殿は、二階建てまたは三階建ての石造建築が多くて、しかも、主要な部屋は一つの階にまとまっておりますものが多いようでございます。建築の年次は二百年とか三百年ぐらい前のものが多くて、比較的新しいデンマークのクリスチャンボルクでも約五十年前のものであります。ノルウエーのオスロー王宮も約百年前のものでございます。いずれも当時のその国の建築文化の粋を代表しているものと考へられます。大きな宮殿では、その室数は数百に達するものもあつて、宮殿行事に頻繁に用いられた部屋は十二、三室程度で、それを巧みに各種の目的に利用しているようでございます。主要な部屋といふところは、控室、応接室、儀式室、食堂、舞踏室、教室、図書室、ホール等でございます。建築様式といふことは、近世はイタリヤとかフランスの影響が強く、ルネッサンス式、ネオクラシック式等の各種のものがありますけれども、宮殿建築様式としての格別なものはなく、その都

市に数多く見られる建築様式の一つが宮殿建築でありまして、よく環境に調和していると思ひます。宮殿の室内は、おおむね赤坂離宮の室内に見られるものと格別の差異はございませんが、その国の建築材料がその国の建築家によつて巧みに利用されて、全体としては、深い伝統の中に豪華な宮殿を作つていふと言へます。たとえばイタリヤでは大理石が豊富に利用され、フランスではゴブラン織や、ルイ十四世、ルイ十五世様式の室内装飾、家具がその美しさを競つております。われわれは各国で宮殿について、あるいは家具について、あるいは置物について、その伝統や歴史の誇らしげな説明を受けたことは一度や二度ではございませんでした。しかし、戦後どの宮殿も相当の改修工事を行い、近代化をはかつていくことが目につきました。あるいは冷暖房設備を設けたり、あるいは厨房を合理化したり、あるいは賓客の宿泊設備を新設したり、更新したりしております。ワシントンのホワイトハウスは新築費にもまさると思われる約二十億円の費用を使つて設備を更新し、しかも古い様式を踏襲して大改修工事を戦後にいたしました。またベルサイユ宮殿では、最近数年間にわたつて毎年約十億円の費用を用いて修理工事を行なつております。自動車の駐車場や車回しに各国とも苦慮していることは、宮殿建築も一般建築と同様でございます。駐車面積が狭かつたり、または道路や玄関の不備のためにレセプションの迎賓が非常に困難だといふことの説明を各地で受けま

した。この点は今後十分研究すべきことであると思ひます。最後に、短期間の調査旅行でありましたために、十分な調査ができたとは申されませんが、欧州各国の宮殿の使用状況、建築様式、構造、室内意匠、設備等の大要を把握し得たものと考えます。この資料を参考にいたしまして、宮殿調査を続け、本年度末までに一応の調査を完了したいと思ひます。

○委員長(前田久吉君) 何か御質問ございませんか。

「速記中止」

○委員長(前田久吉君) 速記つけて。

○栗山眞夫君 質問ではありませんが、いづれ直接法案審議のときにお尋ねしたいと思つておられますので、あらかじめ関係先でわかるだけ、あるいは調べたことはできるだけ調べておいていただきますかと思ひますが、ありますので申し上げます。

それはいづれ日本におきましても宮殿を造営しなければならぬという空気にあるやうでありますから、従つて外国旅行をして各国の宮殿を調査してこられたのだと思ひます。これは直接の目的があつておいでになつたと思うのです。そこで日本の皇居を造営する場合の考え方というものを一、二伺いたいと思ひます。

まず一つは、今度皇太子のお住いを造営するといふ法案が出ておりますが、ただいまの概況報告を聞きますと、本年度末までに調査を完了して具体的な日本のものをこさえるのだ、立案に当るのだ、こつくりことである

が、私としては総合された皇居なり、あるいは皇室の実際の日常生活をなさる所まで含めまして、そういう総合されたプランといふものが一応完成するまでは、皇太子のお住いの建築物といふものは見合ふことができないのかどうかといふことが一つ、どうして急がなければならぬか、また急いでやつた場合でも、あとでおそろくできるであろう総合的な計画とちがはぐになるおそれはないだろうかといふことについて、よくお聞きをしたいと思ひます。

それからもう一つは、今述べた御説明の中で大体わかりましたが、欧米の宮殿といふものは古い、絶対王政の時代の非常に豪華な建築であつたことは想像にかたくなりません。私もここに書かれましたうちの相当部分を見ておりますからわかりませんが、あつた宮殿といふものを近代社会において皇居として再現することがいかに悪いかといふことについては、いろんな御議論があつたと思ひます。従つて先ほど申し上げた、しかも日本の皇居を作りたいという御説明がありました。そのことは大へん重要なことだと思ひます。それで日本でこつくりものを造営する場合の基本的な目標と申しますか、構想と申しますか、そういうものをどの点におくか、たとえば大きな問題であるとか、皇室と国民のつながりをもつと親密にしていくなことをどういふふうに考えるか、あるいは皇室の私生活と公けの生活との境界をどういふ工合にもつていくか、そういうことについていろいろ御質問をいたしたいと思ひますので、あらかじめお答えいただけるやうに一つ御準備

をしておいていただきたい、こう思います。

○説明員(瓜生順良君) 今ほどのお尋ねにお答えしたいと思いますが……。

○委員長(前田久吉君) 後日にお願ひいたします。

○山本米治君 やはり資料関係で。この前、私がお願いした外貨準備高推移表をもらったのですが、この資料では満足しない。あまり親切でないように思う。第一にこれには三十三年一月が五億二千二百萬ドル、それからずつと推移が書いてありますが、最近の新聞等を見ても五月の残高は十億ドルといつておられますが、これには五月は七億二千二百萬ドルと書いてある。一億七千万ドルのインドネシアに対する債権を帳消ししようというのが今度の法案の趣旨なんです。外国為替資金をそれだけ減らそうということだけれども、要は今までのインドネシアに対する債権——外貨をキャンセルすることです。その推移を見たいと思つてゐるのに、その推移が全然わからない。いつ一億七千万ドルを日本の外貨ポジションからキャンセルするか、そういうことが全然わからない。初めから抜いた数字だろと思ふ。その推移が見たかったのに、初めから抜いた数字があるし、最近の新聞等を見ると残高が十億をこしたといつておる。同じく外貨準備といつても、の中にはドルもあり、ポンドもあり、その他の通貨もある。またその保有関係等いろいろあると思ふ。政府の持つておる分、日銀の持つておる分、あるいは市中銀行に預けておる分等いろいろあると思ふが、この資料ではどうも満足しないか

ら、そういう関係をこの法案と関連して、もう少し丁寧なものを出していただきたい。

○政府委員(佐野廣君) この関係者が参つておらぬようでありまして、山本委員の御要求の御趣旨に合ひようなものを各当局に命じて後日提出いたします。

○平林剛君 ただいまの資料のことで、私もお願いをいたしたいと思ひます。それはインドネシアの焦げつきが結局一億七千六百九十一萬ドル、これになるまでの経過ですね。当初昭和二十七年四月現在では六千九百九十一萬ドルに、その後、一年を経るかなかつたのに、その後、一年を経ることに、七千二百萬ドル、あるいは一億六千二百萬ドル、一億七千七百萬ドル。そして結論をつけるときには、一億七千六百九十一萬ドルと経過をしてきたわけでありまして。しかし、現在まで、いろいろの會議録その他で承知したところによりまして、その結論だけしか出ていないのです。この結論は、結局、わが国からの輸出と先方の国からの輸入の差がたゞいま列記した数字になつたわけでありまして。従つて、各年度別に、わが国から輸出したものが、品目別ではどういふものがあつて、そしてそれを取り扱つた商社の名前は、大きなところでけつこでありますが、どういふところがあるか。輸入はどういふ品物が入つて、結論としてどうなつたかといふことが、歴年、われわれが見てもわかるように資料を作つてもらいたい。そうなる、結局、その数字から、わが国が一体どういふものを輸出して、どういふ会社がそれをおもに担当しておつたか。輸入は一体どんなものが入つてい

たかといふことがよくわかるわけでありまして。当初六千九百九十一萬ドルが一億七千六百九十一萬ドルになつたまでには、どういふ事情があつたかといふことがわかると思ひます。これを一つそろえていただきたい。

それからもう一つは、本日提出をされた資料で、五月末のオープン勘定別残高が明らかにされておられますが、私は法律案に關係をして、現在の焦げつき債権の実情を資料として出していただきたいのであります。私、古い資料しか調べてありませんので、三月一日現在で、インドネシアは一億七千六百九十一萬ドルでありましたが、アルゼンチンに五千七百萬ドル、韓国に四千七百萬ドル、台湾に二千三百五十七萬ドル、エジプトに一千九百萬ドル、計三億九百十八萬ドルの焦げつき債権があつたといふ資料だけを承知しておるのであります。きょうのこのオープン勘定別残高を見ますといふと、ことごとくが焦げつきといふわけではないにいたしまして、何か韓国のごとき、また台湾のごときそれぞれ残高がふえておるわけでありまして。こういふところから見ても少し疑問を感じますので、一番新しい現状において焦げつきと思はれる債権が一体どの程度あるのか。これを一つ資料として提出をしてもらいたい。

できれば、どうせ質問をして、明らかにするつもりでありますけれども、インドネシアの焦げつき債権の経緯にかんがみ、政府がこれらの焦げつき債権について、これを解消するよう努力し、または今後の解決方式について、それぞれに考えられていることがあつたならば、それも文字で、一つ列記しておいてもらつてついでであります。同時に、カンボジア、ラオス、あるいは最近、経済協力の名のもとに後進国に對して円借款の供与を行つ、あるいは今後行つといふ構想がございますが、これも一つ施策を講ずるといふと、焦げつき債権になるおそれは十分あるわけでありまして。そこで、現在、政府が経済協力の名のもとに後進国諸國に對して行おうとしてゐるあるいは行なつてゐるものを列記して、数字で、一つ示していただきたい。

大體、私は、以上總括的に申し上げましたが、三つほどの資料をまとめていただきたい。

○委員長(前田久吉君) 資料、よろしうございませうか。

○政府委員(佐野廣君) はい。承知いたしました。

○野澤勝君 この際、国有財産処分に関する件について、特に相馬ヶ原の処分問題について、管財局長にお伺ひしたいと思ひます。

群馬県相馬ヶ原演習場は世界的に有名な軍事基地でございます。御承知の通りジラード事件以来有名な基地となつたのです。あの土地が今回日本に返還になつたのでございまして、その後の処理につきまして、いかようにお考え、かつ構想を練られておりますか、一つこの際お承知いたしたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) お話しのとおり相馬ヶ原演習場はかねてから日米行政協定に基きまして、在日米軍に提供しておりましたが、去る六月九日に正式に返還になつて参りました。この本施設の返還後の処理につきましては、たゞいま關係部局におきまして協議中でござ

います。まず防衛庁からは、この施設を特車部隊の基本射撃等部隊訓練、それから普通科部隊の中迫撃砲の射撃と部隊訓練、これの演習場として使用したいといふ申し出が出ております。しかし一方地元の方々の方々あるいは關係町村からは本演習場の一部が非常に農耕に適しているといふ意味におきまして、何とか農地に解放してほしいといふ、きわめて真剣な御要望も私どもの方に参つておるのでございます。そこで私もいたしては、農林省の方面とも十分協議をいたしまして、防衛庁の演習場といたしまして最小限度の程度のものが必要であるか、それから農民の方々の農地としての程度の広さを解放すべきであるかといふこの両者間の使用目的との間に調整をはかりまして、さらに最終的には御承知のように国有財産地方審議會が関東財務局にございまして、これに正式に付議いたしまして、この結論を待つて処理をいたしたい、かように考えております。

○野澤勝君 管財局長さんの今の御説明は非常に慎重を期せられておるようでございますが、すでにお耳にも入つておると思うのですが、地元の農民は六月十五日農民大会を開きまして、宣言並びに要請書をもつてそれぞれの關係当局に要請してあるはずでございまして。この点は御承知でございますか。たとへば直接本庁の方に申入れがなくとも、前橋に管財局の支局があるわけですね、そこへ要請したと私は聞いておりますが、そのことをお聞きになっておりますか、いかがでございますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 承つております。

○野溝勝君 承わっておるといふのは、すでにその内容も御承知だと思いますが、そのときの農民は六百六戸が署名をして、それが相馬ヶ原払い下げ推進協議会の名において要請していることも御承知だと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 承知いたしております。

○野溝勝君 御承知の通りだとするならば、六百六戸というのには農村といいたしましてはほとんど一村を形成する戸数にも匹敵するやうなものなんです。小さい村の戸数に匹敵する。いかに地元の農民が農業経営にあるいはその他零細農家として生きがために右演習場の払い下げを要求しているかということが、その点からもわかると思ひますが、そこでもかような要請はただ六月十五日の農民大会の結果要請したということだけでなくて、数回にわたって要請をしておるのでございます。そのこともたぶんお耳に入っておると思ひますが、しかし今日に至るも、まだその処理については農林省とこれから相談してみようというやうなことは、あまりにも農民にこたえる熱意というものが欠けておると思ひます。今日まで四、五回のこの要請に対して、なぜ当局は早くこれに対する決定なりあるいは実施調査なりあるいは実施なりをもう少し早く処置して、これにこたえる用意をしなかつたかどうかということに対して、疑問を持つものでございしますが、賀屋局長さんにはいかうにお考えになっておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 本施設につきましては、返還が近いという情報も

ございましたので、事務的には実地を見、現場を歩きまわして状況を確かめるといふやうな調査をし、かつまた農民の方々の御意向もいろいろ承わっておつたのでございしますが、正式にこの処分という事になりますと、なかなか簡単に参りませんので、農林省の正式な見解というののもいろいろ伺つておつたのでございまして、農林省から正式に何町歩割愛してほしいと、所管がえを受けたい——農地として解放するための所管がえを受けたいという書類が参りましたのも、実は六月二十日付というやうなことでございまして、できれば返還を受けまして即日その処分が決定することにはございせんが、なかなかさうもいかない事情もございまして、今日に至つておるわけでもございしますが、今後できるだけすみやかに話し合ひをいたしまして処分を決定したいと考えております。

○野溝勝君 政務次官佐野さんもしらっしゃるから、この際、特にお聞きとりをお願いしたいのですが、該演習場は昨年の一月三十日、未明、砲を破つて御承知のごとく日本の農婦が射殺されたという汚辱の日でございまして、そのやうな場所でもございまして、地元の農民はあけて平和のために戦ひ抜く決意を持っております。そうして早く演習場を解放してもらつて、かようなおそろしい再軍備の施設である演習場として使われるやうなことは反対という強い決意を持つておるのでございします。その当初私も政府当局に強く要請をいたしまして、早くその演習場の返還を強く迫つたのでございします。幸い返還されたことでもございしますが、その結

果その処理をもし誤まつたならば、地元民の期待を裏切り、平和を乱すやうな遺憾なことが、またさうなことを裏づけにするやうな、再軍備のために利用されるやうな土地になるというやうな事になれば、これまでに払つた尊い犠牲に反した、これは重大問題だと思ひます。そういう点を十分御理解を願うということが一つ。

それから第二点といたしましては、今管財局長さんからもお話がありましたが、単に農民がやつていけないから農地を返すという事ではないのでありまして、すでにこの演習場につきましては、農民の既得権と申しまして、うか、農民の一つの耕作権、さうくばらんに申しますならば、宮内省の土地であつた当時からはほとんどこの地は耕作地に借りておつた、いわば御料地であつたときから、二百十坪はすでに借りておつたのです。いわばまあ永小作権みたいなものを持つておつたのです。そのやうな場所でもございまして、その後変更がございまして、戦後アメリカの演習場にこれが使用されることになつたのですが、自分の私有地を演習場に取られた農民には、もちろん元農地を返すことは当然でございしますが、御料地であつても永小作権としての農民が耕地にしておつた場所を、農民の私有地でないからといって、これを取上げてしまふというやうなことについては、返還したこの際、耕作の権利を守らざるを得ませんし、一応さうなものは前の耕作者に返還すべきことが正しいのです。ちよつと場所を忘れましたが、大分県の元国有地でありまして、それを演習場に使用しておつた場所が解放された際に、元の耕作していた

農民にもそれを返還ないし解放したものであります。私はこれが正しいと思ひます。今度のこの演習場相馬ヶ原などは、それ以上、まことに平和を乱すやうな事件が起つた場所なんでもございすから、政府当局、特に管財局、すなわち大蔵當局は、この処理に當つて慎重を期さなければならぬということと、もつと具体的にいうならば、耕作農民の私有地はもちろんでございしますが、御料地であつても耕作しておつた農民に対して、これをすぐ即時返還ないし解放してもらひたい、かように思つておるのであります。当局が急いで処理をするというよりも、急いで処理をするという考え方の中にも、自衛隊に処理するといふ考え方も一つあるし、農民に解放しようといふ考え方も一つだし、一体どちらに即時に処理しようと考えておるか。私の気持、見解にこたえようとする、処理するといふ方針に考えておるか、どつちですか、はつきりしてもらひたい。それによつてまた質問を続行しなければならぬ。

○政府委員(賀屋正雄君) 最初に申し上げましたように、本施設につきましては、防衛庁からも演習目的に使用したいという申し出がございまして、まあ自衛隊の存続を認めます以上、必要最小限度の演習場を確保するといふことも、これまた国家的な要請でもございします。しかしながら、お話のやうな経緯もございしますので、農民の方々にもできるだけ土地を解放するといふことを調整して処理したい、こつちのことでもございします。

○野溝勝君 私の言うのは、調整をすることを主眼として意見を述べておるのじゃないのです。相馬ヶ原演習場という日本の恥辱の場所を、依然としてさうな屈辱記念の日あるいは場所を想起させるやうな印象を与えるやうな機関にそれを残しておくといふことに反対なんです。さうくばらんに言うならば、さうな歴史的な場所に対して自衛隊を、再軍備というてはあなたの方から見ると、氣にくわぬかも知れぬが、われわれから言つてさうに考えておるのです。ですからさうな恥辱の記念地を、アメリカ演習場を、またそのまゝ引き継いでいくといふやうな考え方は、この際やめた方が平和を守らんとする気持にこたえるにはいいのじゃないか。それでもつと産業の生産的な人々にこれを処理することが正しいのではないか、こつちの考え方は、さういふ両方からの話もあるが、平和を守ることに賛成でございすから、この方面に努力しますといふ御回答がございしますならば、農地と言わなくても、私は大体見当がつきますから、この程度に質問を打ち切らうと思ひますが、御所見を承わりたい。なおしかし再軍備も國の要請だからやりたといふのであれば、平和を乱していいといふことにも理解できるもので、それでまたあなたの気持はわかるから、それでもよろしい。さうなれば質問を続行しますよ。

○政府委員(賀屋正雄君) 野溝委員のお氣持はわからぬわけでは決してございせんが、自衛隊を置きますことが戦争をやるといふことに直接結びつくかどうか別といたしまして、この訓練

場としての必要性というものも、私も否定できないと考えておりました。地元民のできるだけ御納得を得まして、両方に使っていただくという考え方でございます。

○野澤勝君 大体わかりました。鉄砲を撃つということに対しては、好意を寄せないというふうな意味にも聞きとれたのでございますが、自衛隊も、現在そのような制度がある以上は、あるいは当局としては断固これを反対ということもできないでしょう、当局としては、しかし、その動きですね、性質、そういう点から十分勘案していただきたいと思ふのです。それから今地元の動きは、管財局長御承知のごとく、最初のうちは自衛隊も一部置いていいじゃないかという意向でした。最初のうちはそういう意見もありましたが、最後は、検討の結果は、全会一致で演習場は農地へということになりましたので、これは別に社会党、自由党という問題じゃないです。先日、六月十五日に農民大会を開いたのは、これは農民ですが、自由党系も社会党系もみなおりましたから、今言うことは決して一党一派から言うのじゃないのです。そういう点については、保守党の代議士も祝電を打ったり、来たりしているのですから、管財局長のお父さんは自由党だからという目で見ているのではありませんが、さうに受けとられておる点もあるから、より一そうこの際は公平な処置を、大会の決議にこたえる処置をとるなら、行政は全く正しいということになる。そういう点を十分勘案されず、地元のことを望みまして、しばらくこの問題につきましては管財局の動きを見てからにしたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 本件の処理につきましては、関東財務局が決定をいたしましたので、その決定をいたします。最後に、審議会に諮るわけでございます。最終的には、大蔵大臣の承認が必要になって参ります。

○野澤勝君 ですから、本質問に対しては、いずれまた後刻、国有財産の問題につきまして、先ほど同僚委員も皇室に対する質問を留保しておりましたから、その際に、またあらためて質問をすることにいたします。

○委員長(前田久吉君) 他の御発言もなければ、残余の質疑は後日に譲ります。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけて下さい。

次回、二十七日午前十時から、なお、二十六日は、都合によって午後一時から開会することになりました。

なお本日は、これより皇居及び大宮御所の施設の視察をいたします。玄關からバスが出ます。

これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、

日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金

(資金の設置)

第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入)

第四条 政府は、昭和三十三年度に於いて、一般会計から、二百二十億三千円を繰り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)

第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の使用)

第七条 資金は、将来における道路

の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)

第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度末における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金

(政府の出資)

第十条 政府は、昭和三十三年度に於いて、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

- 一 農林漁業金融公庫 六十五億円
- 二 中小企業信用保険公庫 六十五億円
- 三 日本輸出入銀行 五十億円
- 四 日本貿易振興会 二十億円
- 五 日本労働協会 十五億円

(基金)

第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金

二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金

三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間に於いて、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合に、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十

五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第二項の規定による組入金額があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第十条第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四条第一項に規定する積立金を含む)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一

般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

(基金の剰余金等の処理)

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。

その整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

(基金の取りくずしの制限等)

第十五条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき。

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条第五項」を「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法

律(昭和三十三年法律第 号)第十条第一号の規定により同法第十一条第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円と、第三十二条第五項に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十一条第一項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三「第四条」の下に「第一項」を加える。

4 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則

第四条を次のように改める。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第

号) 第十条第二号の規定により

同法第十一条第一項第二号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円及び附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

5 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

6 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第

号) 第十条第四号の規定により、同法第十一条第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

7 日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(基金)

第四条 協会の基金は、十五億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第

号) 第十条第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 経済基盤強化資金の管理に関する事。

第六条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 経済基盤強化資金の管理に関する事。

六月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ小売手数料引上げに関する諸願(第二十一号)

第二十一号 昭和三十三年六月十二日受理

たばこ小売手数料引上げに関する諸願

諸願者 島根県大原郡木次町大字東日登四ノ五木次たばこ販売協同組合理事長 坪内要吉外三十六名

紹介議員 佐野 廣君

今日のたばこ小売業者の実態は、戦前のような零細で、副業的なものと異なり、各種兼業との総合的な経営で維持し、しかも、たばこ小売は、比較的主的な地位を占めており、大多数の同業者は、これによつて、一家の生計を支持しているところへ、営業費の一般的増加ばかりでなく、戦前にみられなかつた事業税及び所得税の課徴、たばこ店自体の負担により宣伝費の増加、更に、ばく大な買受け資金の利息を払つて調達すること等によつて、現行のたばこ小売手数料八分では、すでに営業の採算的限界を浮沈している実情にあるから、たばこ小売手数料を一割に引き上げられたいとの諸願。